

青森県報

第三千二百三十九号

平成二十一年
九月二十四日
(木曜日)

目次

告 示

- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出……………(障害福祉課) ……一
- 右 同……………(同) ……一

公 告

- 都市計画の変更案の縦覧……………(都市計画課) ……二
- 建設業者の許可の取消し……………(西北地域
県民局) ……二
- 右 同……………(上北地域
県民局) ……二
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 選挙管理委員会……………(同) ……三
- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……三
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……四
- 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……四

告

示

青森県告示第六百二十四号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十一年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	変更後	区分名 称	所 在 地	変更新月日
かみぎた薬局	かみぎた薬局		上北郡東北町旭南一丁目三二の九七五 上北郡東北町上北北一丁目三四の四五	平成二・九一

青森県告示第六百二十五号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関(精神通院医療)から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十一年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	変更後	区分名 称	所 在 地	変更新月日
かみぎた薬局	かみぎた薬局		上北郡東北町旭南一丁目三二の九七五 上北郡東北町上北北一丁目三四の四五	平成二・九一

公

告

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、弘前広域都市計画区域区分に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり弘前広域都市計画区域区分に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十一年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

弘前広域都市計画区域区分に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

弘前市大字若葉一丁目の一部

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、弘前市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十一年九月二十五日から同年十月八日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社長利組

二 代表者の氏名 川村 一俊

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字稲実字稲葉一五六

四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第一三五七六号

五 取消年月日 平成二十一年八月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 大山建設株式会社

二 代表者の氏名 大山 勝雄

三 主たる営業所の所在地 十和田市西十五番町二九の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第六一一八号

五 取消年月日 平成二十一年八月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

大工、管、造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年七月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社是川建設

二 代表者の氏名 是川 廣美

三 主たる営業所の所在地 三沢市五川目四丁目一六の二七七〇

四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第一六八九〇号

五 取消年月日 平成二十一年八月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年七月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 イージーエス株式会社

二 代表者の氏名 越後 久

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字相坂字高清水七八の八二二

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第五〇〇三五七号

五 取消年月日 平成二十一年八月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

管、塗装、造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 経商事株式会社

二 代表者の氏名 小山田 稔

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字相坂字白上四一

四 許可番号 青森県知事許可（特 一八）第九一六三号

五 取消年月日 平成二十一年八月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年八月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年九月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の 名称	代表 者氏名	会計責任 者氏名	主たる事務所の所 在地	届出 年月日
松本淳司後援会	越田 希悦	高田 満	東津軽郡蓬田村大字長科字川瀬二三	平成 三・八・五
夏堀同志連	佐々木 聡	夏堀 ゆみ子	八戸市大字湊町字油久保四	三・八・六

青森県選挙管理委員会告示第七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成二十一年九月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の 名称	異動事項	届出 年月日
自由民主党南 部町支部	会計責任者 沼畑 俊一	平成 三・八・四
	新井山 成雄	旧

政党以外の政治団体

政治団体の 名称	異動事項	届出 年月日
清水悦郎同志 会	代表者 古川 明	平成 三・八・三
	清水 悦郎	旧
下山文雄後援 会	主たる事務 所の所在地 代表者 今 隆一	弘前市大字小沢字 御笠見五八の三
	今 金栄	弘前市大字小沢字 御笠見七六の七
		三・八・七

青森県選挙管理委員会告示第七十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十一年九月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
松本淳司後援会	平成三・八・四	平成三・八・四
こんの忠明後援会	三・七・一〇	三・八・七
段本幸男青森県後援会	三・八・一七	三・八・七

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------